



12月



いよいよ本格的な寒さになり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大

が懸念されておりますが、1日でも早くこの状況が終息へ向かいます

ことと、企業の皆様や技能実習生のご健康をお祈り申し上げます。何かお役に立てることがございましたら、遠慮なくお申し付けくださいませ。

技能実習生 入国状況報告

在ベトナム日本国大使館にて、**新規査証の申請受付が開始**されました。新規査証(ビザ)の取得後、「レジデンストラック」又は「ビジネスストラック」を利用して日本へ入国する流れとなります。

「レジデンストラック」又は「ビジネスストラック」を利用する場合、両者とも日本へ入国後、**ビジネスホテル等で14日間の隔離措置**が必要になります。

入国希望時期や隔離措置でかかる費用につきましては、当組合までご相談ください。

また、新型コロナウイルス感染症関連の情報は、日々更新されておりますので、随時ご連絡・ご報告させていただきます。

Y国→日本(イメージ図) ※非入国拒否対象地域の場合

ビジネスストラック		レジデンストラック・全世界を対象とした新規入国	
Y国	出国前 <ul style="list-style-type: none">我が国在外公館にて査証等申請(誓約書・本邦活動計画書の提示を含む。)14日間の健康モニタリング検査証明の取得	Y国	出国前 <ul style="list-style-type: none">我が国在外公館にて査証等申請(誓約書の提示を含む。)14日間の健康モニタリング
日本	入国時 <ul style="list-style-type: none">質問票(健康状態等)の提出誓約書・本邦活動計画書の提出検査証明の提出接触確認アプリの導入等	日本	入国時 <ul style="list-style-type: none">質問票(健康状態等)の提出誓約書の提出(接触確認アプリの導入等(推奨))
	入国後 <ul style="list-style-type: none">14日間の公共交通機関不使用本邦活動計画書に基づき、14日間は滞在先と用務先の住居等に限定14日間の健康フォローアップ14日間の位置情報の保存		入国後 <ul style="list-style-type: none">14日間の公共交通機関不使用14日間の自宅待機(14日間の健康フォローアップ(推奨))(14日間の位置情報の保存(推奨))
Y国	帰国時 <ul style="list-style-type: none">相手国における防疫措置		

(注1) 上記イメージ図は、相手国・地域との協議・調整の結果、変更の可能性あり。
(注2) 特別永住者の方には日本人の方と同じ手続きが適用されます。

年末年始 長期休暇の過ごし方

例年長期休暇を利用し、**遠出**や**自宅でパーティー**を行う技能実習生が多くみられます。ルールをしっかりと守り、安全に過ごせるよう企業様からもご指導をよろしくお願いいたします。

◆注意事項◆

- ・出かけるときは、在留カードを持って行く。
- ・宿舎では、近所迷惑になるので騒がない。
- ・部屋の清掃・ゴミの分別をしっかりとやる。
- ・電車やバスでは、静かに過ごす。
- ・必要以上の現金は持ち歩かない。

事件や事故に巻き込まれた場合、会社の指導員や組合の通訳に連絡するようにする。



仕事納め・仕事始めの日程をよく確認してください。

◆日本の年末年始の過ごし方を教える◆

ベトナムでは、旧暦でお正月をお祝いするため、日本のような**初詣**などは**旧正月**に行います。しかし、日本でお正月を迎えるため、ぜひ**日本式のお正月の過ごし方**を教えてあげてください。

【初詣 参拝の仕方】

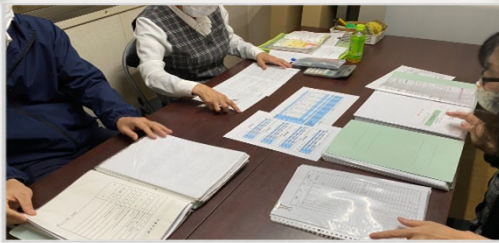
- (1) 姿勢を正し、神前に進む
- (2) 賽銭箱に、賽銭を入れる
- (3) 鈴を鳴らす
- (4) 二度の礼、胸の前で2回の拍手、一度の礼で拜む



11月度 定期監査へのご協力ありがとうございました



組合近辺の企業様へ3か月に1度の定期監査を実施いたしました。帳簿書類等の事前準備をしていただくスムーズに監査を行うことができますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。



帳簿書類の確認



技能実習生との面談

3ヶ月後またよろしくお願いいたします♪



12月に実施予定の組合遠方の企業様への定期監査は、コロナウイルス感染症が再度感染拡大しているため、**実地確認を中止**させていただきます。別途お送りしたメールをご確認いただき、帳簿書類等のご提出にご協力をお願いいたします。

また、会社内や工場内の掲示物(注意書き等)のベトナム語翻訳をいたします。ご希望される企業様は、組合までご連絡ください。

技能実習生の健康診断

1. 3種類の健康診断

◆雇入れ時健康診断

→入国後講習時に実施

◆定期健康診断

→1年以内ごとに1回実施

深夜労働に従事する場合半年以内に1回実施

◆特殊健康診断

→有害作業(有機溶剤、じん肺、特定化学物質等)

特殊業務に従事する場合半年以内に1回実施



2. 健康診断必須項目11個

1. 既往歴及び業務歴の調査
 2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
 3. 身長、体重、腹囲、視力、聴力の検査
 4. 胸部エックス線検査
 5. 血圧の測定
 6. 貧血検査(血色素量及び赤血球数)
 7. 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)
 8. 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)
 9. 血糖検査
 10. 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
 11. 心電図検査
- ※一つでも上記の項目に漏れがあると再検査となります。
※医師が必要でないと認める場合、省略可能

技能実習生が3年間健康で有意義な実習生活を送れるよう、定期的な健康診断の実施をよろしくお願いいたします。



ベトナム語で話しかけてみよう



-基礎編-

trước チュオック / sau サウ

前 / 後

-応用編-

Chúc mừng sinh nhật チュック ムン シン ニャツ

お誕生日おめでとう